

令和7年12月定例月議会
令和7年12月16日
健康福祉常任委員会
資料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第115号	長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	こども家庭支援課	2

健康福祉部

所管委員会	健康福祉常任委員会
関係案件	議案第 115 号
所管課	こども家庭支援課

長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 改正の趣旨・理由

児童福祉法の一部改正により地域限定保育士制度が一般制度化されたことを受け、本市が参考とする国の基準「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」が改正されたことから、当該改正内容に準じて条例の一部を改正するほか、その他所要の改正を行います。

2. 主な改正内容

地域限定保育士資格を有する者を放課後児童支援員として任用できるよう改正

3. 施行期日

公布の日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

5. 参考

地域限定保育士制度は、保育士不足解消等を目的として、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として創設されたもので、児童福祉法の改正により一般制度化されました。

都道府県又は政令指定都市が実施する試験に合格したのち登録され、地域限定で保育士と同様に業務を行うことが可能です。登録後 3 年を経過した者のうち、一定の勤務経験がある者は、申請により全国で働くことができる通常の保育士の登録を受けることができます。

なお、滋賀県においては、国への試験実施の認定手続きやシステム改修に時間を要し、想定していたスケジュールの変更が必要であることから、令和 7 年度の試験の導入は見送られています。

長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新旧対照表

新	旧
(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士 <u>（滋賀県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）</u> の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略)	(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略)
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。